

法務総合研究所

研究部報告

41

—第3回犯罪被害実態（暗数）調査—

2009

法務総合研究所

は し が き

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数（警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数）調査の重要性が認識され、アメリカ及び英国では、それぞれ1972年及び1982年以降、全国規模で実施される暗数調査が、毎年又は隔年に、定点観測の見地から継続的に実施され、その結果が刑事政策に反映されてきた。1989年には、暗数の国際比較を目的として、統一された調査様式と方式を用いた国際犯罪被害実態調査（ICVS：International Crime Victimization Survey）が、オランダ司法省によって開始された。その後、ICVSは、国連犯罪司法研究所（UNICRI：United Nations Interregional Crime and Justice Research）や国連薬物犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）など国連機関とオランダ司法省が中心となり、1992年の第2回から2004年の第5回まで4年ごとに世界規模で実施され、15年間にわたり、78の国・地域で、30万人を超える人々が、体験した犯罪被害や関連する諸問題について調査を受けた。

日本では、第4回ICVSに参加する形で、法務省法務総合研究所が、2000年に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を行い（研究部報告10号（2000年））、以後、定点観測の趣旨から、2004年に第2回調査を（研究部報告29号（2005年））、2008年の1月から3月にかけて第3回調査を実施した。本報告書は、この第3回調査の実施結果をまとめたものである。

日本国内を対象とする犯罪被害実態（暗数）調査は、このようにICVSの一環としての意味も有することから、第1回及び第2回調査は、それぞれ第4回ICVS及び第5回ICVSの一部として国際比較の対象となっており、法務総合研究所においても、日本を中心として国際比較の分析を行ってきた（第4回ICVSを踏まえた国際比較－研究部報告18号（2002年）、第5回ICVSを踏まえた国際比較－39号（2008年））。第6回ICVSは、2009年から2010年にかけて世界規模で実施される予定であり、その結果とこの第3回調査の結果については、今後、以前と同様の国際比較を行って研究部報告にまとめる予定である。

本報告書の第1編は、犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び今回の調査結果の概要を、第2編は、犯罪被害の統計的分析、第3編は、治安に対する認識及び犯罪対策に対する意見、第4編は、治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見、第5編は、資料編として基礎集計表及び調査票を、それぞれ収録した。

従来調査の結果は、前記研究部報告のほか、犯罪白書や法務省ホームページにおいても要旨等を公表し、治安の改善・犯罪対策に関する施策の立案・実施や研究等において幅広く参照されるなど国民の共有財産となっており、治安に対する国民の関心が高まる中、効果的な刑事政策を立案するための基礎資料として幅広く活用されている。本号も、そのような資料充実の一環となれば幸いである。

平成21年3月

法務総合研究所所長

小 貫 芳 信

要 旨 紹 介

第 1 編 犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び調査結果の概要

●調査実施概要

第 3 回調査では、全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を層化 2 段無作為抽出法によって抽出し、平成20年（2008年）1月7日～同年3月21日にかけて、調査員による個別訪問面接聴取及び調査対象者による調査員の面前での自記式回答用紙記入（性的事件用，男女共通）によって調査した。前 2 回の調査と異なる点は、犯罪被害者等基本計画を具体化する一環として、より詳細に犯罪被害の状況を調査するため調査対象者数を倍にしたこと、性別を問わず、すべての調査対象者に性的事件に関する調査を行ったことである。

回収結果は、有効回収数3,717人であり、その内訳は、男1,756人(47.2%)，女1,961人(52.8%)で、回答率は62.0%であった。

●犯罪被害の実態

「被害態様別犯罪被害率」については、世帯犯罪被害の中では、自転車盗の被害率が最も高く、自動車損壊、バイク盗がこれに続いている。他方、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫等の個人犯罪被害の被害率は、全般的に低い。

すべての種類の犯罪被害（全犯罪被害）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率は、過去 5 年間では全回答者の32.3%であり、調査前年の平成19年 1 年間では9.4%であった。この点に関して、第 1 回調査から今回までの経年比較をみると、過去 5 年間及び調査前年の被害率ともに、一貫して低下傾向にある。

「被害態様別被害申告率」については、世帯犯罪被害では、自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入の順に被害申告率は60%を超えている。個人犯罪被害では、強盗の被害申告率が比較的高い。

●犯罪に対する不安等（全般）

「居住地域における犯罪に対する不安」は、第 1 回調査（平成12年（2000年））のときが最も低く、第 2 回調査（平成16年（2004年））において不安が高まったが、第 3 回調査（平成20年（2008年））においては、やや改善した。

「防犯対策の状況」について第 1 回から第 3 回調査において顕著に認められる傾向としては、①侵入防止警報機、②特別のドア鍵、③特別の窓／ドア格子といった住居の防犯設備の設置率の増加、及び「何の防犯設備もない」とする者の比率の一貫した低下である。

「日本全体における治安に関する認識」を見ると、第 2 回調査に比べて第 3 回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇する一方で、「悪い」とする者の比率が低下した。しかし、依然として「悪い」とする者の比率は過半数を超えており、国民の治安に関する認識は依然として厳しい。

第2編 犯罪被害の統計的分析

ここでは、犯罪被害の統計的分析として、①世帯犯罪被害及び個人犯罪被害について、クロス集計を中心とした分析を行った後、②犯罪被害に遭う可能性に影響を及ぼす要因について、ロジスティック回帰分析及びCHAID分析を行った。

●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、被害者の世帯が所有している乗り物関係の被害（盗難及び損壊）と被害者の住居への不法侵入（未遂を含む）に大別される。前者については、自動車関係の被害について、自動車の所有台数が多いほど被害に遭っている人が多い。バイク盗、自動車盗について、政令指定都市の方が比較的被害が多いなどの特徴が見られた。

●個人犯罪被害

強盗（日本の法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為）、個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗）、暴行・脅迫及び性的事件（強姦（未遂を含む）、強制わいせつ、不快な行為（痴漢、セクシャル・ハラスメント等）であって、必ずしも日本の法律上犯罪とならない行為を含む）については、被害率自体が低いため、クロス集計によって統計的な有意差を見い出せた項目は少なかった。その中で、統計的有意差が見られたのは、個人に対する窃盗では、就業状況について、学生の「被害あり」の比率が高く、性的事件については、女性の被害がほとんどであり年齢別に見ると、39歳以下の人の「被害あり」の比率が高く、就業状況、婚姻状況別では、学生、独身の人の「被害あり」の比率が高かった。

●被害の有無に影響を与える要因

全犯罪被害（世帯犯罪被害と個人犯罪被害）について、どれか一つでも被害に遭う可能性は、①「学生」又は「働いている」である、②世帯人数が「4人以上」である、③「60歳未満」である、④夜間外出頻度が「週1回以上」である、⑤教育年数が「13年以上」である、⑥婚姻状況が「離婚・別居・死別」である、⑦「女性」である、ということが「被害あり」に影響を及ぼす。

世帯犯罪被害に遭う可能性は、①世帯人数が「4人以上」である、②住居形態が「アパート・長屋等」である、③「防犯設備がある」ことが、「被害あり」に影響を及ぼす。

個人犯罪被害に遭う可能性は、ロジスティック回帰分析では、①「学生」又は「働いている」である、②「女性」である、③夜間外出頻度が「週1回以上」である、④住居が「アパート・長屋等」である、⑤教育年数が「13年以上」である、ということが「被害あり」に影響を及ぼす。CHAID分析では、「年齢」（39歳以下に「被害あり」が多い）が最も影響を与える要因となっていた。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

犯罪被害実態（暗数）調査では、警察等に申告されなかった（不申告）の犯罪被害の数が、暗

数として把握される。被害の不申告理由は、暗数発生の根拠を探求する上で極めて重要であり、他方、被害の申告理由についても、実際に、その申告理由が申告を受けた関係機関等によって充足されたか否かが被害者対策の充実を検討する上で重要である。

犯罪被害の申告理由を概観すると、①「奪われたものを取り戻すため」、②「犯人検挙・処罰」及び③「再発防止」が上位を占めている。これらの犯罪被害者のニーズに対する、捜査機関の対応の満足度を見ると、いずれの被害態様においても、満足との回答が、おおむね50.0%を超えている。しかし、消費者詐欺のように、不満足が満足を上回っている例、性的事件のように、満足と不満足が同率の例も見られる。捜査機関等に対する期待が高い被害者ニーズについては、充足されなかった場合の不満も高い傾向がうかがえる。

他方、犯罪被害不申告の理由を見ると、①被害の重大性に乏しい（被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」）ことを理由とするものが、いずれの態様の犯罪被害についても多く見られ、②犯人検挙や被害回復へのあきらめを示す「捜査機関は何もできない／証拠がない」がそれに続いている。

第4編 治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見

ここでは、治安に対する認識の詳細及び犯罪対策に対する意見について分析した。

●居住地域における犯罪に対する不安と回答者の属性との関係

①「一戸建て住宅に居住する者」は、自宅に夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安ともに、他の居住形態の者に比べて高い、②「女性」の方が、男性よりも犯罪不安が高い、③「60歳以上の者」の方が、犯罪不安が低い等の傾向が見られた。

居住地域における犯罪に対する不安の中で、①「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることの不安」という夜間の犯罪不安については、女性の方が、不安を感じる傾向がある。②「夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の不安」については、個人犯罪被害に遭った人、60歳未満の人の方が不安を感じやすい。③「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入の不安」という自宅に関する犯罪不安については、「一戸建て住宅」に居住する人の方が不安を感じる傾向がある。この不安認識の傾向は、世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗、個人に対する窃盗に関して、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している方が被害に遭う可能性が高いという、実際の犯罪被害の傾向とは逆の傾向を示している。

●日本全体における治安に関する認識と回答者の属性との関係

①「一戸建て住宅に居住する者」の方が、犯罪不安が強い、②「世帯人数」2人において、治安が「とても悪い」とする者が多く、「世帯人数」5人以上において、それが少ない、③「主婦・主夫」に、治安が「やや悪い」とする者が多く、「学生」に、治安が「やや悪い」及び「とても悪い」とする者が少ない等の傾向が見られた。

日本全国における治安に関する認識では、①「一戸建て住宅」に居住する人、②「女性」、③「無職・定年・主婦等」の方が、それぞれ「悪い」と認識する傾向が強い。①の住居形態や③の就業状況については、実際の犯罪被害の傾向（一部の被害態様では、「アパート・長屋等」に居住する

人、「学生」の方が犯罪被害に遭う可能性が高い。)と逆の認識を示していることが分かる。

●青少年による犯罪を減らすために最も効果的だと思われる措置等

最大3つまでの複数選択回答を求めた結果、経年変化を見ると、第1位と第2位は、しつけの強化と厳罰化であり、前2回の調査と順位の変更はない。しかし、今回は、第2回(平成16年(2004年))と比べて厳罰化が減少し、第3位の学校教育の強化との差が縮小した。また、第4位は、雇用の改善となって、初めて警察活動の強化と順位が逆転した。雇用の改善は、これまで3回の調査において一貫して増加しており、厳罰化の減少とも相まって、単なる締め付けではなく、定職に就くことなど、青少年を取り巻く環境の実質的な改善が、青少年犯罪の減少に効果的であるとの考え方が徐々に浸透してきたものと考えられる。

●量刑に関する意識

ICVSの統一質問項目である「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」を用いて、5種類の処分の選択肢について回答を求めた。経年変化を見ると、今回は、第2回(平成16年(2004年))と比べて実刑を選択した者が減少したが、なお過半数の者(50.9%)が実刑を選択している。他方、実刑以外の処分である罰金、執行猶予、社会奉仕活動を選択した者が増えた。特に、社会奉仕活動については、諸外国で広く普及しているが現在の日本の法制度には導入されていないものの、処分の選択肢として選んだ回答者がほぼ5人に1人となっている点が注目される。

研究部長

城 祐一郎

— 第 3 回犯罪被害実態（暗数）調査 —

	研 究 官	染 田	惠
	研 究 官	作 原 大	成 子
	研 究 官	郷 原 恭	子
	研 究 官	渡 邊 俊	子
	研 究 官	西 元 雅	夫
	研 究 官 補	櫻 田	香 子
	研 究 官 補	船 谷 明	子
北海道地方更生保護委員会事務局長	(前 研 究 官)	中 川 利	幸 浩
北九州医療刑務所首席矯正処遇官	(前 研 究 官)	小 野 義	浩
播磨社会復帰促進センター統括矯正処遇官(前研究官補)		姫 田 卓	朗
新潟保護観察所保護観察官	(前研究官補)	明 石 史	子

目 次

第1編 犯罪被害実態（暗数）調査の意義等及び調査結果の概要	7
第1章 犯罪被害実態（暗数）調査の意義と必要性	9
1 調査の意義と必要性	9
2 調査の目的	9
3 諸外国における暗数調査及び国際犯罪被害実態調査の歴史	10
4 日本での暗数調査の実績と結果の公表	10
第2章 第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果の概要	12
1 犯罪被害の種類	12
2 犯罪被害の実態	12
3 被害態様別犯罪被害の経年比較	15
4 居住地域における犯罪に対する不安	16
5 防犯対策の状況	20
6 日本全体における治安に関する認識	21
第2編 犯罪被害の統計的分析	23
第1章 世帯犯罪被害	25
第1節 乗り物関係の被害	25
1 自動車所有者の特徴	25
2 自動車盗	27
3 車上盗	29
4 自動車損壊	32
5 バイク盗	35
6 自転車盗	37
7 まとめ	41
第2節 不法侵入の被害	42
1 不法侵入，不法侵入未遂の被害の概要	42
2 防犯設備と不法侵入，不法侵入未遂との関係	45
3 まとめ	45
第2章 個人犯罪被害	46
第1節 強盗，個人に対する窃盗，暴行・脅迫，性的事件	46
1 強 盗	46
2 個人に対する窃盗	49
3 暴行・脅迫	52

4	性的事件	59
5	まとめ	65
第2節	詐欺・汚職	66
1	詐欺	66
2	汚職	70
第3章	犯罪被害の有無に影響を与える要因	71
第1節	分析の手順	71
第2節	全体	73
第3節	被害態様別	80
第3編	犯罪被害の申告及び不申告の理由	93
第1章	総説	95
第2章	犯罪被害を申告した理由	97
第1節	犯罪被害を申告した理由別の分析	97
第2節	被害態様別の被害申告理由の分析	103
第3章	犯罪被害を申告しなかった理由	111
第1節	犯罪被害不申告の理由別分析	111
第2節	被害態様別の被害不申告理由の分析	117
第4編	治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見	125
第1章	治安に関する認識	127
第1節	総説	127
第2節	居住地域における犯罪に対する不安	128
1	総説	128
2	居住地域における犯罪に対する不安の経年比較	130
3	回答者の属性等と3種類の居住地域における犯罪不安との関係	130
第3節	日本全国の治安に関する認識	144
1	総説	144
2	居住地域における犯罪に対する不安と日本全国の治安に対する認識との関係	145
3	回答者の属性等と日本全国の治安に対する認識との関係	147
第4節	犯罪不安・治安に対する認識に関する統計的解析	157
第2章	青少年犯罪対策に関する意見	165
第3章	量刑に関する意見	171
おわりに		182
第5編	参考資料	185
1	基礎集計表	187

2	第3回犯罪被害実態調査票	233
3	第3回犯罪被害実態調査票 (自記式記入票)	270